

入院前に「限度額適用認定証」のご準備を！

入院日までに入院前の準備が可能な場合は、入院中の持ち物の準備も大切ですが『限度額適用認定証』の申請手続きを行っておくことをお勧めいたします。

「限度額適用認定証」のメリットとは？

高額な入院医療費の窓口負担を大幅に軽減することが可能です。

入院中にご提示いただければ、退院時には高額療養費限度額までの窓口負担となります。所得に応じて高額療養費限度額は異なります、下記の表をご参照ください。



| 所得区分 | 自己負担額 ^{※1} | 多数該当 ^{※2} |
|-----------------------|----------------------------------|--------------------|
| ① 標準月額報酬 83万円以上 | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% | 140,000円 |
| ② 標準月額報酬 53万円～79万円 | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% | 93,000円 |
| ③ 標準月額報酬 28万円～50万円 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% | 44,400円 |
| ④ 標準月額報酬 26万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| ⑤ 低所得者 市区町村民税非課税者 | 35,400円 | 24,600円 |

※上記は70歳未満の方の高額療養費限度額の一覧となります。

※1食事代、特別室料、病衣代、文書料等については対象外となります。

※2多数該当：療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

ご利用時には下記の点にご注意ください。

月をまたいで入院した場合は、月ごとに自己負担限度額が発生します。

医療機関では毎月、歴月単位(1日から月末まで)で、ご加入の医療保険(保険者)に対して医療費を請求する仕組みとしており、これに合わせて保険者からの高額療養費の支給も歴月単位となります。

同一月内に入院と外来で治療した場合等、それぞれに自己負担限度額が発生します。
ただし後日、各申請窓口にて払戻しを受けることができます。

医療機関の窓口では、同一月内の自己負担額を合算して計算することはできません。しかし下記の場合は払戻しを受けることができます。各保険者の申請窓口へお問い合わせください。

- ①同一月内に入院と外来でそれぞれ自己負担をお支払いされた場合。
- ②同一月内に内科と歯科でそれぞれ自己負担をお支払いされた場合。
- ③同一月内に複数の医療機関に入院した場合。
- ④同一月内に同世帯で複数の医療費の負担があった場合。
- ⑤他の医療機関も含め過去12カ月間に高額療養費の支給を3回以上受けたが、通常の自己負担限度額を支払った場合。(多数該当)

(ただし、70歳未満の方の外来は、受診者別、医療機関別の1カ月の自己負担が21,000円以上のものに限りません。)

その他、分からないこと、疑問に思うことがありましたら、いつでも当院の外来棟1階「入退院支援センター」にお尋ねください。

